は じ め に――問題設定――

た、と指摘する。

混乱へ向かおうとする諸力がいかに強力であったかを示しての意味を問いながら、それが、ノルマン諸王が抑制していたで・N・L・ブルックは、スティーヴン治世の無秩序傾向

が、スティーヴンに対する忠誠は満足のいくものではなかった、個人的忠誠心と恐れなしには、その絆はきれやすかった的雰囲気(=神性)に基づくものであった。ブルックはさら強さへの称賛、かれの怒りへの恐怖心、そして王権の超自然の封建的宣誓、かれらが国王に対して抱いた尊敬心、かれの強固な絆に依存していた。そうした絆は、国王に対する臣下強固な絆に依存していた。そうした絆は、国王に対する臣下強固な絆に依存していた。そうした絆は、国王に対する臣下強固な絆に依存していた。その終は満足のいくものではなかった。

伯父でもあったウィリアム二世の治世初期と比較されうるかのなる。その点では、ヘンリー一世の前任者でスティーヴンのではないか。彼はすぐれた戦士であったし、治世中各地で起った反乱の鎮圧にはほぼ成功している。 とれではスティーヴンの治世はなぜアナーキー状態に陥った反乱の鎮圧にはほぼ成功している。 しかし、他方、彼が置かれていた困難な状況を考えれば、しかし、他方、彼が置かれていた困難な状況を考えれば、

山

代

宏

道

リーと再婚したマティルダと対立することになった。 もしれない。ウィリアム二世の場合は、ノルマンディー公で **彼女を支持する諸侯達の反乱が頻発したわけである。こうし** 死後イングランドに呼び戻された後、アンジュー伯ジョフ 最初神聖ローマ皇帝ハインリヒ五世と結婚していたが、皇帝 乱が見られた。スティーヴンの場合は、ヘンリー一世の娘で、 あった長兄ロバートとの対立、ロバート支持派勢力による反 的相違は、マティルダの場合、いまだヘンリー一世存命中に、 とマティルダを比較する場合、何が異なっているのか。両者 た両王治世の類似性にもかかわらず、ウィリアム二世治世が ンジュー勢力は、より活発な活動を行なう機会を得た。(**) 彼女の息子ヘンリーが王位請求者となることで、いわゆるア の反スティーヴン運動を勢いづけることになったと考えられ ヴンに対する強力なライバルとなし、彼女を支持する諸侯達 侯の一人であった。このことが、マティルダをしてスティー ていた、という事実である。スティーヴンも忠誠を誓った諸 誠宣誓を行ない、ヘンリーの後継者として彼女を承認してき すべての諸侯達が一一二六年と三三年の二度、彼女に対し忠 の個人的性格や才能の違いといったことを別にすれば、決定 アナーキー状態であったと主張されることはほとんどない。 ?人物となるヘンリー一世庶子で彼女の異母兄にあたるグロ それでは、いま、共に国王のライバルであったロバート公 もっとも、 さらに治世末期には、マティルダという女性ではなく、 イングランドにあってマティルダ支持派の中心 そして

> の支持基盤があった、ということができる。 の支持基盤があった、ということができる。 の支持基盤があった、ということができ、さらに一時はスティーヴンに代って「女君主(domina)」となれたほど、彼女に、いずれにしても、スティーヴンのライバルである。しかし、いずれにしても、スティーヴンのライバルであい。しかし、いずれにしても、スティーヴンのライバルであい。しかし、いずれにしても、スティーヴンのカイバルであい。しかが、非常に大きな相違を生じさせた。一一四七年ロかどうかが、非常に大きな相違を生じさせた。一一四七年ロウスター伯ロバート(以下、ロバート伯)の協力が得られたウスター伯ロバート(以下、ロバート伯)の協力が得られた

出されたからである。」 出されたからである。」 出されたからである。。」 出されたからである。。」 出されたからである。。」 出されたからである。。」 出されたからである。。」 出されたからである。。」 出されたからである。。」 出されたからである。。」 にも、一一四〇年 を言む各種建物が巻き込まれ多大の被害・損失が生じた。年 を連れ込み、「祈りの館」を「戦いと血の場所」へと変えて に押入り、司祭達を追い出し、代りに武装した人びとの一群 に押入り、司祭達を追い出し、代りに武装した人びとの一群 に押入り、司祭達を追い出し、代りに武装した人びとの一群 に押入り、司祭達を追い出し、代りに武装した人びとの一群 に対しまった事例がみられる。また、「いたるところで、都市民 は嘆きの叫びを発した。かれらの親族の墓地の土が城塁建造 の遺骸が、あるものは半分腐り、あるものはごく最近埋葬さ れたばかりであったが、それらが無惨にも深みからひきずり れたばかりであったが、それらが無惨にも深みからひきずり れたばかりであったが、それらが無惨にも深みからひきずり

会の状態を描写することもできる。

それは極めて重要なこと

これらの記録を吟味することで内乱期における人びとや教

か、を考察してゆきたい。 らが両者にとってどのような重要性をもつものであったの の関係上重要と考えられるいくつかの局面を取りあげ、それ 以下、スティーヴン治世の事件を追いながら、国王と教会と 関係が重要な意味をもっているように思われる。したがって 重大な局面ではかならず教会(具体的には司教や教皇)との あろうか。またそれは、具体的にはいかにして実現されたの といわれる。しかし、そのことの内容は一体どういうことで との対立を利用しながら教会がその立場を強化していった、 ある。また、司教達の中ではスティーヴンの弟であったウィ であろうか。たしかに、スティーヴン治世全体を通観する時、 あげ、かれらの行動を分析することで問題への接近を図りたい。 カンタベリー大司教セオボールドといった特定の個人を取り ンチェスター司教へンリー、ソールズベリー司教ロジャー、 と司教達との関係、さらに国王とローマ教皇との関係などで げて検討する。具体的には、スティーヴン治世における国王 であるが、本稿ではより高位レベルでの教会の問題を取りあ 通説的には、スティーヴン治世について、彼とマティルダ

の時期のイングランド国王と教会との関係は、国内事情に左れることになった、という点も忘れてはならない。さらにこえって国王と教会との関係をめぐる問題が鮮明な形で呈示さまたその意味では異常ともいえる時期であったがゆえに、かまたその意味では異常ともいえる時期であったがゆえに、かまたイーヴン治世がマティルダとの対立関係を軸として進スティーヴン治世がマティルダとの対立関係を軸として進

浸透する機会を提供した、といえよう。である。このことは逆に、教皇の影響力がイングランドにである。このことは逆に、教皇の影響力がイングランドにティーヴン治世にはローマへの上訴が頻繁に行なわれたよう皇庁の影響を大きく受けているという側面も見逃せない。ス右されたばかりではない。それは大陸の事情とくにローマ教

即位時の国王と教会

解放した、と主張したのである。加えて、司教ヘンリーは、際し多くの人びとの前で、押しつけていた宣誓から諸侯達を もあってスティーヴンに塗油(聖別・戴冠)することを躊躇 事でのちにノーフォーク伯となる Hugh Bigod が、 きではない、とつけ加えた。これに対し、スティーヴンの執 をなした国王の娘がいまだ生存しているのに、誓約を破るべ 主張した。さらに大司教は、ヘンリー一世存命中に忠誠宣言 る塗油行為は軽々しくまた急いでなされるべきではない、と ばれると人びとを支配することになるがゆえに、残されてい 司教に要請したのに対し、ウィリアムは、国王がいったん選 ヴンの約束に関し、自ら保証人となることで大司教の協力を 獲得したのであった。その結果、大司教はスティーヴンを つぎに詳述するような教会の自由を回復するというスティ ンリー一世により強制されたものであり、ヘンリーは臨終に ・塗油しい 支持者達がスティーヴンを国王として塗油するよう大 同年一二月ウェストミンスターで戴冠し 誓約はへ

しても、彼女は塗油されていなかったからである。したがっる。イングランド王位がいかに正当に彼女のものであったととである。すなわち、スティーヴンがたとえいかに不正な国とである。すなわち、スティーヴンがたとえいかに不正な国とである。すなわち、スティーヴンがたとえいかに不正な国とである。すなわち、スティーヴンがたとえいかに不正な国とである。したがったのは、塗油ならびに◆冠の行為がここで注目しておきたいのは、塗油ならびに◆冠の行為が

から始まっている。

ティーヴンを承認するのであった。ここにも、 ヴンが王位を獲得し保持し続けることが可能であったかどう 承認が不可欠であった。教会からの支持なくして、 にあたっては、司教ヘンリーの働きが大きく、 道院長 Peter the Venerable の助言を得た後、国王としてス 上訴することであった。実際、彼女はそうしたのである。 彼自身の誓約を破ったとして、スティーヴンをローマ教皇に て、マティルダに残された唯一の道は、彼女の権利を侵害し、 ことができるであろう。このようにスティーヴンが即位 ニー修道士として力のあった司教へンリーの働きを推測 かし、教皇インノセント二世は、一一三九年クリューニー修 かは、極めて疑問である。 また教会の クリュー スティー げる

ティーヴンが即位に際し教会から受けた恩恵を列挙すること国王スティーヴンは……」という語句の代りに、そこではスる。通常のチャーターにおいて始まる「イングランド人のろ協力に対する返礼行為を誓う契約といった性格を示していろ協力に対する返礼行為を誓う契約といった性格を示しているの。通常のチャーターにおいて始まる「イングランド人のの野口に対する譲歩としてなされたのが、こうした教会側の協力に対する譲歩としてなされたのが、こうした教会側の協力に対する譲歩としてなされたのが、

節であるウィリアムによって聖別され、ついで聖ローマ司教国王に選ばれ、そしてカンタベリー大司教で聖ローマ教会使「余、スティーヴンは、神の同意によって、イングランド

それに負っている尊敬を確認する」と始まる。 尊敬と名誉から、聖なる教会が自由であることを認め、余が 座の教皇インノケンティウスによって承認されたが、神への

れ た_② る種類の奉仕を強要され税を強制された、国王は聖職売買を 行ない、司牧者の死に際し教会所領を私用に転換した、祭壇 達は国王により裁判沙汰へと巻き込まれた、聖職者はあらゆ への奉納物は国王の利益をはかりながら世俗役人達に譲渡さ は「下女」として取扱われ不名誉な悪行をこうむった、 するものであった。聖職者達は、ヘンリー一世の下で、教会 者達が国王の前でなした指摘を受けて、事態を改善しようと ヘンリー一世治世に抑圧されていた教会について、教会指導 さらにチャーターは、具体的内容を述べている。それは、 司祭

スティーヴンのチャーターの内容の要約を、つぎに紹介す これらの不正を改善し教会の自由を回復すべく発行された 国王は、

といった不正を指摘していたのである。

- 聖職売買を行なわないしそれを許さない
- (2) (1) 分権を司教がもつことを確認する 聖職者とかれらの財産に対する裁治権と教会財産の配
- (3) 教会の諸特権と古くからの慣例が侵されないことを確 認する
- (5) (4)それ以前に失われた教会財産についての調査・ 財産・所領を確認する ウィリアム一世死亡時に教会が保有していたすべての 回復権

は留保し、それ以後与えられてきたものについてはそ

れを確認する

- (7) (6) 平和・正義の維持を約束する
- (8) ウィリアム一世・二世が創設した森林(狩猟地)は留 保するが、ヘンリー一世が追加したものについては、 司教や修道院長が死の前に自分の財産を分配するのを 教会そして王国に返却する
- 認めるし、「もし生前その措置がなされなかった時に 司教座が空位の時は全財産は教会法的に新司牧者が任 は〕教会の助言により分配する

(9)

- (10) 国王役人達によるすべての悪しき取り立てや

 不正を止 命されるまで同教会聖職者の管理下に置く
- めさせる

(11)

るために国王が支払わねばならなかった「代位」であっ といってよいであろう。その約束は、教会からの協力を得 は司教へンリーの説得によってそれらを約束させられた、 以上のことをスティーヴンは教会に誓約している。 殺人その他訴訟において古き良き法や慣習を守り、 た遵守させる 徔 ま

った。クリュニー修道士達は、教会がその自由を獲得する ついてクリューニー的理想の実現をめざすはずのものであ らくすべてであろう。それはまた、国王と教会との関係に チャーターの内容は、当時、教会が望むことができた恐

世に習って、妻と共にクリュニー派の Faversham 修道院をリュニー修道士であった。スティーヴン自身、ヘンリーーンの母と義理の父は、晩年クリュニー派修道院に入った。スティーヴン即位を助けた司数ヘンリー自身、非常に有力なクリュニー支持勢力は有力な協力者をもってきていた。ヘンクリュニー支持勢力は有力な協力者をもってきていた。チャーらそれを変えていくことである、と主張してきていた。チャーらそれを変えていくことである、と主張してきていた。チャー

最も有効な方法は世俗権力と闘うことではなく、協働しなが

うに、スティーヴンによる約束(誓約)違反で妨げられるのであった。しかし、その道は平坦ではなく、次に述べるよでき、イングランドにおいて理想的共同統治を実現するはず司教へンリーは好ましい調和のうちに聖俗両剣を揮うことがスティーヴンが王位についた今、二人の兄弟である国王と建設することになる。

あたかも誓約を守れないことを王国全体に示すために誓ったといい、 を守っていたであろう、と国王に対して同情的である。 を守っていたであろう、と国王に対して同情的である。 を守っていたであろう、別国王に対して同情的である。 を守っていたであろう、別国王に対して同情的である。 これに対し William of Malmesbury は、スティーヴンは、 を守っていたであろう、別悪な側近達がかれの良き性質 のの約束違反の問題については、「事蹟伝」の作者が、国

している事実に注目しておきたい。

司教ロジャー逮捕事件

時代からの役人達に嫉妬心と敵愾心を生じさせることになった。 お会からの略奪、修道士の捕縛など)は、人びとの嫌悪感を がいた。かれらの強欲さと乱暴(教会墓地への侵入、 のいった。その中にはフランドルやブルターニュからの のでいった。その中にはフランドルやブルターニュからの 関んでいった。その中にはフランドルやブルターニュからの 関のでいった。その中にはフランドルやブルターニュからの は、自分の回りを信頼できる人びとで取り な方スティーヴンは、自分の回りを信頼できる人びとで取り な方とした。 なったの中にはフランドルやブルターニュからの 関いでいった。その中にはフランドルやブルターニュからの 関いでいった。 としてフリーー世 を対していたが、国王に対す なった。 なっ

(表) 人物がいた。すなわちソールズベリー司教ロジャーであいう人物がいた。すなわちソールズベリー司教になり、つヘンリー一世の寵愛をうけてソールズベリー司教になり、つその中の代表例として、ノルマンディーの一介の司祭から、せられていたいわゆる「新人」と呼ばれた人びとである。せられでいたいわゆる「新人」と呼ばれた人びとである。後者のグループはヘンリー一世のパトロネジにより昇進さ

の城 (Newark, Sleaford) も攻め落された。

国王は事前に手を打つことに同意したようである。 廷にも多くの騎士を随行しているなどと中傷した。結局、 をれに耳を傾けさせることに成功する。彼は、司教達が多く の城を建設してきており、マティルダの到着をまって反乱を を建設してきており、マティルダの到着をまって反乱を が、司教ロジャー達の忠誠心を疑わせるよう国王に助言し、

司教へンリーは権威においてはカンタベリー大司数より上位における教皇使節に任命された。教皇使節への任命により、れらの財産も教会会議の宣告なしに差押えられるべきではない、と主張した。それはまさに、スティーヴンがチャーターにおいて誓約した原則に基づく取り扱いの要求である。ところで、司教へンリーは、一一三六年カンタベリー大司をころで、司教へンリーは、一一三六年カンタベリー大司ところで、司教へンリーは、一一三六年カンタベリー大司ところで、司教へンリーは、一一三六年カンタベリー大司ところで、司教へンリーはをではない。ところで、司教へンリーは表づく取り扱いの要求である。ところで、司教へンリーは在威においてはカンタベリー大司教会がある。

された。というのも、かれらは国王の事柄を取り扱い、

国王

れらは国王の平和を乱す反逆者として逮捕された。すなわちい 司教ロジャー達は密かに敵方マティルダを支持しており、か つの勝利であったといえよう。

国王側の弁明の内容は、大要以下の二点であった。

まず、

指摘しておきたい。また、教会側としては、その自由を侵す

かれらは司教としてではなく国王の役人(臣下)として逮捕

ヴンが弁明すべきことを決定し、その会議の法廷としての権 **敬のゆえに非難した。諸侯達も、その非難についてスティー** ウィンチェスターにおいて教皇使節として教会会議を開 それが兄である国王による犯罪であってもそうである。 された犯罪は教会によって裁かれねばならなかった。 とうてい見逃せるものではなかった。教会の自由に対してな による司教達の逮捕事件は、即位時の国王の約束からしても、 限を認めたのである。そのこと自体、 なら、なおさらそうであった。司教ヘンリーは、八月二九日 自身、国王の約束実行の保証人となっていたことを想起する こうした立場にある司教へンリーにとって、 教会側にとってはひと スティーヴン

に位置することになったのである。

く、教会法的には保有する権利をもたない私的財産

であ

しかし、司教達の身体に加えられた暴力行為につ

国王の出席を命じた。彼はスティーヴンを背信行為と冒 たとえ かれ 罪したのであった。 いては、スティーヴンもその事実を否定することはできず謝 に運んだ。 というものである。この点については、同会議は国王に有利

ヴンと対立するマティルダ陣営へと逃れた、(**) ここでは、最後に城を攻め落されたイーリー司教が、スティー た視点からこの問題を検討することも可能である。 たがって、この場合も当時の国王=司教関係の在り方といっ ダラム司教ウィリアム)の裁判が執行された事例がある。 おいて同様の区別が主張され、司教達(バイユー司教オド、 能の二面性ゆえに、それ以前、ウィリアム一世・二世治世に たしかに、司教達のもつ宗教的機能と国王臣下としての機 という事実を しかし、

を得ることができると期待していたとする。 者はたとえ国王であろうと裁判にかけるという原則を実行し に注目すべきは、ディヴィスが指摘するように、そこには、 達を辱しめることで、 クは、スティーヴンが、「新人」の代表であった司教ロジャー は、なぜこうした事件をひき起こしたのであろうか。 めとする教会側の支持を必要としていたはずである。 た、という点が重要である。 スティーヴン側としては、依然として司教ヘンリーをはじ かれらに抑圧されていた諸侯達の支持

ブル それで ッ

たことはないし、支払いを受けたこともない、と反論した これに対し、ロジャーは、かれがスティーヴンの役人であっ から報酬(支払い)を受けていたから、というものである。

のである。

しかし、さら

スティーヴン治世のこの時期に集中している新伯領創設政策

そこで意図されていたのは、まず司教達について、司教ととの深い関わりが見い出される、という事実である。

考えられたことからも、容易に理解されるであろう。 は干渉されることもなかったのであるが、国王の役人としては打倒されるべきであった。そのことは、とりわけ前王へは打倒されるべきであった。そのことは、とりわけ前王へは打倒されるべきであった。そのことは、とりわけ前王へは打倒されるべきであった。そして、かれらは司教座支配においては干渉されることもなかったのであるが、国王の役人としてをが、ヘンリーの娘でとって、かれらは司教座支配においては、「一世治学」を表していて、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのは、「一世治学」というのであるう。

務であったといえよう。) 務であったといえよう。) 務であったといえよう。) おいばこる多くの反乱を鎮圧することが伯達の第一義的な任地で起こる多くの反乱を鎮圧することが伯達の第一義的な任地で起こる多くの反乱を鎮圧することが白達に委ねよった。とは注目される。他の人びとはまずもって軍人であったことは注目される。他の人びとはまずもって軍人であったことは注目される。他の人びとはまずもって軍人であったことは注目される。他の人びとはまずもって軍人であったことは注目される。他の人びとはまずもって軍人であり、かれらはその機能のゆえに任命されたのであった。各あり、かれらはその機能のゆえに任命されたのであったとも符合する。また、任命された新たな伯達のうち Geoffrey de Mandeville のみが、それ以前に行政体験をもつ唯一の人物であったとは注目される。他の人びとはまずもって軍人であり、かれらはその機能のゆえに任命されたのであったとも符合する。スティーヴンは伯領創設によって、それまでヘンリー一世ので起こる多くの反乱を鎮圧することが伯達の第一義的な任地で起こる多くの反乱を鎮圧することが伯達の第一義的な任地で起こる多くの反乱を鎮圧することが伯達の第一義的な任地で起こる多くの反乱を鎮圧することが伯達の第一義的な任地ではない。

るなら、国王側の意図が正確に理解されるはずである。しかこうした動きの中において司教ロジャー達の逮捕事件を見

二年後の事件への伏線をなしていたといえるかもしれない。大きかった、といわねばならない。またそれは、次に述べるば、この事件によってスティーヴンが被った損失は余りにもし、それにしても、教会側からの支持確保という点からすれ

三、スティーヴン捕囚と教会

いう点で司数に何らかの影響を与えたであろう。 いう点で司数に何らかの影響を与えたであろう。 いう点で司数に何らかの影響を与えたであろう。 いう点で司数に何らかの影響を与えたであろう。 の一一三九年マティルダのイングランド上陸は彼女の支持勢一一三九年マティルダのの影響を与えたであるう。 の四〇年司数へンリーは、スティーヴンとマティルダとの間の和解を図り、王妃やカンタベリー大司数と共にバースにおいてフランス国王ルイ七世、兄のブロワ伯セオボールド、クリてフランス国王ルイ七世、兄のブロワ伯セオボールド、クリてフランス国王ルイ七世、兄のブロワ伯セオボールド、クリでフランス国王ルイ七世、兄のブロワ伯セオボールド、クリでフランス国王ルイ七世、兄のブロウ伯セオボールド、クリでフランス国王ルイ七世、兄のブロウ伯を持えたであろう。 タベリー大司教はスティーヴンの承認を得るまでマティルダ

.る。また、二日後到着した司教ヘンリーに対し大司教

は少なくとも反対することは差し控えた。もっとも、

カン

ある

会議の出席者全員が司教ヘンリーの意見に賛成した。

としての自己の地位を強調している。への忠誠宣誓を延期することで、司数

ずき、他の司教達と共に厳粛に迎えた。 であろう、というものである。マティルダを受け入れ彼女に であろう、というものである。マティルダの側近達は、彼女 であろう、というものである。マティルダの側近達は、彼女 であろう、というものである。マティルダの側近達は、彼女 にの約束を守ることを保証した。その結果、ヘンリーはマ であろう、というものである。マティルダを受け入れ彼女に とりわ は、彼女 は、彼女 にいが、のの思談を にいが、のの思談を にいが、のの思談を にいが、のと にいが、のが、のの思談を にいが、のと にいが、のが、のに にいが、のが、のに にいが、のが、のに にいが、のに にいが、 にいがが、 にいが、 にいが、 にいがが、 にいがが、 にいがが、 にいがが、 にいがが、 にいがが、 にいがが、 にいがが、 にいがが、 にいがが

四月七日司教ヘンリーは教皇使節としてウィンチェスター四月七日司教ヘンリーは教皇使節としてウィンチェスターを行使したことを非難しながら、神の明白な裁きによって彼が廃位されたと宣言した。つづいてマティルダを「女君主」が廃位されたと宣言した。つづいてマティルダを「女君主」として承認したのである。会議で行なわれた行為そのものとして承認したのである。会議で行なわれた行為そのものとして承認したのである。会議で行なわれた行為そのものとして承認したのである。会議で行なわれた行為そのものとして承認したのである。会議で行なわれた行為そのものとして承認したのであるが、会議で行なわれた行為そのものが、表述と表述という。

持はふさわしくない、とつけ加えている。し、可教へンリーは同様の主張をくり返し、スティーヴン支ロンドン市民達はスティーヴンの釈放を懇願した。これに対

(ど) いてヘンリーの助言を聞くこともしなかったのであった。彼女は側近達の助言を無視したばかりか、司教職任命おいても、司教ヘンリーに対してなされた約束は守られなか諸侯達の態度を変えずにはおかなかった。 教会との関係に市民に対する課税要求にみられたような厳しい統治姿勢は、市民に対する課税要求にみられたような厳しい統治姿勢は、立うして支配者の地位に就いたマティルダではあったが、こうして支配者の地位に就いたマティルダではあったが、

的な行動であった。というのも、それは、まさに彼女の父へ的な行動であった。というのも、それは、まさに彼女の父へいきり司教位を受けることをウィリアムに禁じた。他方、マティルダは参事会はこれに反対し、自分達の教会の自由と自自己のチャンセラー William Cumin を任命しようとした。に対しヘンリーは参事会を支持し、教会法的に選出されないたがある。マティルダの設定を支持し、教皇使節としてのヘンティルダは参事会はこれに反対し、自分が女王になり次第自らドー世は、ダラム司教位が自分の支配下にあるものとみなし、ドー世は、ダラム司教位が自分の支配下にあるものとみなし、ドー世は、ダラム司教位が自分の支配下にあるものとみなし、ドー世は、ダラム司教位が自分の支配下にあるものとみなし、ドー世は、ダラム司教位が自分の表示というのも、それは、まさに彼女の父への措置を講じたのである。これは教会側にとって極めて反動り、おいまには、空位となったダラム司教位について生じた問題のな行動であった。というのも、それは、まさに彼女の父への措置を講じたのである。これは教会側にとって極めているというない。

ダの行動であり、またそれは可教ヘンリーの反対と敵意を引ある。それは、教会側としては決して座視できないマティル棄したはずの権利を再び行使することを意味していたからで任権闘争」を経た後、それぞれ一一○七年・一一二二年に放ンリー一世と彼女の前夫の皇帝ハインリヒ五世が、「聖職叙ンリー一世と彼女の前夫の皇帝ハインリヒ五世が、「聖職叙

き起こすところのものであった。

ヴン解放のため尽力することを約束した。 でいる。その結果、王妃の懇願に屈するかたちで、スティーが、その間義理の姉であるスティーヴン王妃と非公式に会見が、その間義理の姉であるスティーヴン王妃と非公式に会見している。その結果、王妃の懇願に屈するかたちで、スティーさらにマティルダは、司教ヘンリーの甥にあたるスティーさらにマティルダは、司教ヘンリーの甥にあたるスティーさらにマティルダは、司教ヘンリーの甥にあたるスティー

的君主と宣言されたのである。つづいてクリスマスにはカンちれた。そして、スティーヴンはイングランドの正当な合法である。スティーヴン解放後、同年一二月司教へンリーはである。スティーヴン解放後、同年一二月司教へンリーはバートと交換にスティーヴンが解放されることになったからバートと交換にスティーヴンが解放されることになったからバートと交換にスティーヴン解放のままして、マティルダ軍の一年九月ウィンチェスター包囲戦において、マティルダ軍のスティーヴン解放のための機会はまもなく訪れた。一一四スティーヴン解放のための機会はまもなく訪れた。一一四

会側は国王の「選出」を実行していることに注目したい。
教会の自由を侵した者は教会の支持を失い、ここでも、教

四 ローマ教皇とイングランド

進者を選出することを図った。 九年ラテラン会議で再確認)を行使しながら修道院改革の推 カンタベリーに対し強硬姿勢をとり続ける後継者を欲した。 際して、ヨークシャーの諸侯達を統合してそれに対抗、撃退 ていた。さらに彼は、一一三八年スコットランド人侵入に(8) のファウンティン修道院の建設(一一三二年)に寄与してき 士達は、司教選挙を補助できるという自分達の権利(一一三 人物を大司教に任命したがっていた。他方、司教区内の修道 した。こうしたサースタン死後、ヨーク司教座教会参事会は した修道士達にも自ら土地を与えることで、シトー修道会派 けたことで知られていた。サースタンはまた、大司教区内 大司教として対等の地位を主張する断固とした姿勢をとり続 での修道院的発展を促進させた。ヨークの教会から分離独立 ○年に亡くなる。彼はカンタベリー大司教位に服従しないで、 一方、国王はスコットランド人に敵対し、自らに忠実である 一一一四年以来ヨーク大司教であったサースタンは一一四

国王の頭上に王冠をかぶせた。

タベリー教会において、大司教セオボールドが「復位」した

承認するのを拒否している。(2)

大司教に叙階したのである。

その際、

大司教は

いない。

司教ヘンリーはウィリアムを カンタベリー

行なわれたと宣誓したうえで、

人の司教と二人の修道院長が、この選挙が自由で教会法的に ンリーはウィンチェスター教会会議を開いた。そこでは、

ド人達とあまりに友好的であるとして、スティーヴン側によ Waltheof, prior of Kirkham をたてたが、彼はスコットラン シトー会全体の見解となった。かれらは第一侯補として 道院の娘修道院であったことから、修道士達の見解はすぐに アムであった。 アティヴは教皇使節である司教へンリーに移った。[2] が実現しなかった結果、大司教侯補者選定についてのイニシ において育てられてきていたからである。 国王デイヴィッド一世の継子であり、国王のハウスホールド って拒絶される。というのも、ワルセオフはスコットランド その修道院が聖ベルナールのクレルヴォ 彼につい ての合意 一修

まう。 Fecamp 修道院長であった Henry of Sully を推薦し選出させ 直接巻き込むことになる。その後一一四三年九月に、 会の財産管理係であった William Fitzherbert が選ばれた。 手放そうとしなかったため、教皇はその選出を取り消してし にいたる。こうして、 しかし教会参事会の一部はこれに反対し、ローマに上訴する しかし同修道院長は、大司教に選出されて後も院長職を ンリーは彼の甥のひとりで当時ノルマンディ ついで司教ヘンリーのもう一人の甥で、当時ヨーク教 ヨーク大司教選出問題はローマ教皇を 、司教へ l Ø

> **教ヘンリーはイングランドにおける教会問題を左右し、一一** が生じていたことは見逃せない。それはイングランド リーが絶大な権限を行使できた基盤である教皇使節職はイン 三九年から四三年まで教皇使節として活躍した。司教へン により行使されていた。 ランド教会にむける最も強力な影響力はクリュニー きな影響を与えていた。 この間、 西欧キリスト教世界においてひとつの著しい 有力なクリュニー修道士であった司 スティーヴンが即位した頃、 修道士達

ノセント二世の死により委任を解かれてしまった。

トー修道士達により夜駕されていく。シトー派修道院数も

この時期以降、クリュニー修道士達は影響力にお

V てシ

を抱かせるにいたる。 が、四七年にシトー派修道院となったのは象徴的であったと にとっては極めて好ましからざる人物に映ったことはまちが なう司教ヘンリーが、 に参加し、城を築き、 ルをして司教ヘンリーと国王スティーヴンに対する敵対感情 かりでなく、シトー修道会全体の指導者であった聖ベルナー り方は、北部のシトー派修道士達によって強く反対されたば リーのやり方、すなわち自分の甥を大司教に就けるというや いえよう。こうした動向の中でとられた先述の司教ヘン 一二四年スティーヴン自身が建設していた Furness 修道院 一三五年の五から一一四七年には二七に増加していった。 シトー的清貧を理想とするベルナール そればかりでなく、自ら軍事的 教会を飾り、 豪華な宗教的儀式を行

であった。これに対し国王は新大司教を承認せず、ヨーク教外し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対して、対し、まず行なうべき務めの一つは、司教へンリーに対した。

に可放でらった。 大司教アンセルムの行動を思い起こさせる。教皇が予定して大司教アンセルムの行動を思い起こさせる。教皇が予定して時追放状態におかれる。この点では、かれの行動はかっての会議に出席するため出国した。その結果、帰国を許されず一会議に出席するため出国した。その結果、帰国を許されず一会議に出席するため出国した。

承認・協力がまた必要であった。

「おいがランドにおいて教会の抱える問題にも、大陸とりわれ、スティーヴンが自己の後継者として長男ユスタとの一マ教皇、そしてカンタベリー大司教のとった行動は、とローマ教皇、そしてカンタベリー大司教のとった行動は、とローマ教皇、そしてカンタベリー大司教のとった行動は、とローマ教皇の影響が及んできていたわけであるが、そうしけローマ教皇の影響が及んできていたわけであるが、そうしけローマ教皇の影響が及んできていたわけであるが、そうしけローマ教皇の影響が及んできていたわけであるが、そうしけローマ教皇の影響が及んできていたわけであるが、そうしけローマ教皇の影響が及んできていたわけであるが、そうしけローマ教皇の影響が及んできていたわけであるが、そのとして受たが、これが、スティーヴンが自己の後継者といたわけであるが、そのといたものであった。

おわりに

会は当分の間分裂状態に陥いることになった。

とができたのである。
死後、ヘンリーは時間的余裕をもってイングランドに渡るこ死後、ヘンリーは時間的余裕をもってイングランドに渡るこ教会の承認は協約実施への強力な保証となり、スティーヴン教会の承認は協約実施への強力な保証となり、スティーヴン

ものにしていったことを明確に示しているのである。教会が自らの役割を果しながら、しだいにその立場を強力なた。これらは、スティーヴン王内乱期の重大な局面において、原、これらは、スティーヴン王内乱期の重大な局面において、国王の反対に直面しながらの教皇によるヨーク大司教叙階、国土の反対に直面しながらの教皇によるヨーク大司教叙階、国土検討してきたように、スティーヴン即位時の教会自由以上検討してきたように、スティーヴン即位時の教会自由

記), London, 1955, p. 1. 記), London, 1955, p. 1.

- (21) K. Norgate, "Stephen," Dict. of National Biography., XVIII, pp. 1038-43. esp. 1043.
- (∞) C. N. L. Brooke, The Saxon and Norman Kings, 1972(1963) pp. 188-9. Cf. Do., From Alfred to Henry III, 871-1272, Edinburgh, 1961. pp. 166-72; "Princes and kings as patrons of monasteries: Normandy and England," Miscellanea del Centro di Studi Medioeveali, VI (Milano, 1971), pp. 125-52.
- (4)スティーヴンの人物評は立場によって異なる。GS は勿論

好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼好意力、記述はいる。

- (5) ブルックは、同王治世の悪夢体験を述べた年代記作者の誇、か存在したとする。町や畑が焼かれ、無規制の城の建造、キが存在したとする。町や畑が焼かれ、無規制の城の建造、数会堂の砦への転換などが行なわれた。Brooke、 Kings、p. 188.
- (6)マティルダは一一〇二年生れ。八才でハインリヒと婚約、(6)マティルダは一一〇二年生れ。八才でハインリヒと婚約、二五年皇帝の死まで皇妃。二八年ジョフリーはノルマンディーという領土分割案の合意は、戦略的フリーはノルマンディーという領土分割案の合意は、戦略的フリーはノルマンディーという領土分割案の合意は、戦略的フリーはとかく、家庭的不和には適合的であった、との興味深にはともかく、家庭的不和には適合的であった、との興味深い解釈を示している。Ibid., 183-4.

don, 1977 (1967); K. Schnith, "Zur Vorgeschichte der 'Anar-

- すると判断できる。 *Ibid.*, xv, xxxi-ii.
- (8) マティルダに対し厳しい GS の作者が、スティーヴンとの和約成立以前の一一四七年「イングランド王国の合法的後継和のはないide, iustus regni Anglorum heres et appetitor……Angliam aduenit/(p. 135) としている点は注目に値をtoo
- 子に王位を与えるべきだと述べていた。GS, 8. た時、それが正当に所属している彼の妹(マティルダ)の息(9)ロバートは、ヘンリー一世の死に際し王位獲得を助言され
- 19) Ibid., 110.
- (\(\mathrm{\pi}\)) Ibid., 72.
- H. C. Davis, eds., The Regesta Regum Anglo-Normannorum, 1066-1554, Vol. III. Oxford, 1970 (1968). 治世全般については、Cf. J. T. Appleby, The Troubled Reign of King Stephen, London, 1969; H. A. Cronne, The Reign of Stephen 1135-54; Anarchy in England, London, 1977; R. H. C. Davis, "What Happened in Stephen's Reign, 1135-1154," History, 49 (Feb., 1964). pp. 1-12; Do., King Stephen, 1135-1154. Lon-

871-1204, Oxford, 1981. また、田中正義「中世都市ウィンチ 治世中の重要な諸事件を関連年表(八三・八四頁)に掲げた。 九八三年)一八一一二〇八頁参照 内域都市と沿海都市―(6) 『立数経済学研究』三六―三 (一 スタとサウスハンプタン―第十三紀初葉以前イングランドの Other Documents Relating to the English Church, Vol. I, A. D. (1901); D. Whitelock et al. eds., Councils and Synods: With quest to the Accession of Edward I, 1066-1272, London, 1904 R. W. Stephens, The English Church from the Norman Con-History of the Church in England, 1976 (1953); D. Knowles, pp. 68-87. マティルダについは、Cf. N. Pain, Empress chie' in England, 1135-54," Historiches Jahrbuch, 95 (1975). The Monastic Order in England, 940-1216, 1966 (1940); W. Church 1066-1154, London, 1979; J. R. H. Moorman, A 係の研究書・史料としては、Cf. F. Barlow, The English Matilda: Uncrowned Queen of England, London, 1978. 教会関

Stephen 王 関 連 年 表

格記号 (C.—Count, E.—Earl S.) 主語なし (主語なし) (E.) (E.)

年	月	教 会	ローマ教皇
1097 ?	T	Stephen, C. of Blois&Chartre とウィリアム征服王の娘 Adela の第三	男として誕生
		ヘンリー1世により騎士叙任	
1120	ł	ヘンリー 1 世の息子 William 難破死	
l—		ヘンリー 1 世王妃の姪、Boulogne 女相続人と結婚	
1126		ヘンリー1世、S. の弟 Henry of Blois を abb of Glastonbury に任何	(~1171)
	12	Matilda への忠誠宣誓	
1129	10	Henry of Blois, by of Winchester に選出(~117)) Innocent II.
1133	[M. への忠誠再宣誓	(1130~43)
1135	12/1	ヘンリー1世死亡→S. イングランドへ	
,		ロンドンで国王に選出→ウィンチェスタ┣(王庫)へ	
1	12/22	William, abp. of Canterbury により Westminster で戴冠	
1136		ノルマンディーで公として承認される	
			拝をローマへ上訴
		オックスフォードで全諸侯、S. に忠誠宣誓 (1139、教皇はS	. の王位を承認)
	ター直	スコットランド王 David I., 北部に侵入	
]	後	Norwich, Exeter, Devon で反乱	1
	11/21	William, abp. of Canterbury 死亡、H. W. 大司教位を希望(選出され	
	待降節	H.W.:イングを出発(転任許可申請のため) 教皇は許可せず
1137		ノルマンディーに滞在、長男 Eustace, フランス王ルイ 6 世に臣従礼	
		M. の夫 Geoffrey of Anjou と休戦	
	12	帰国 David I. 侵入	ļ
1138		スコットランド人を追撃、南西スコットランド攻略	
	春	Robert, Earl of Gloucester反乱	
	,	Hereford で反乱	1
	l	S.: Bath→Bristol→Castle Cary and Harptree (Somerset)→	ĺ
		Dudley→Shrewsbury→Wareham と連戦	
		H. W.: Wolvesey Castle など城を建設 Thoubald about Contains	- SBU (- 1161)
	12	Theobald, abp. of Cantebur H.W.: 数皇使節に任命(へ	
1139	3	Roger, bp. of Salisbury, chancellor Roger, Alexander, bp. of Lincoln	
	夏 8/29	Roger, op. of Sansbury, Chancehor Roger, Alexander, op. of Emcour H.W.: ワインチェスター教会会議開催	£ 782.1⊞ 1
	9	n. w.・ソインテェスター教会会議所順 M. :上陸、→Bristol でロバート伯に合流	
	12	Mi. :上陸、→Bristof でロハート間に 日/M 司教ロジャー死亡、H.W.:長兄の息子 Henry を司教位に推せん(7	(内(24)
1140	初	Nigel, bp. of Ely (1133~69	
1140	聖霊降		
	臨節	会議	- \-'''
		Hugh Bigod 反乱 Henry, abb. of Fécampの力	· 司教選出
			教皇、兼領を
		· .	主張するヘン
		·	リーを拒絶
	9	H.W.:渡仏、ルイブ世、兄 C. Theobald らと会	
	1		

年	. 月		数 会	ローマ教皇
	11	H.W.:和平案をもち帰国→S. は拒絶	7 7	- 秋王
1141	1	,	William Fitzherbent	
	2	リンカーンの戦いでS. 捕虜、	大司教選出→教会参事会の一	 部 ローマへ L 新
		ブリストルに投獄	A MAD TAN	T. T.
	4	ウィンチェスター教会会議、S	を廃位 M を「君士」と通	部
		M. 厳しい統治を行なう→形勢一変	と死歴、加. と「有主」と序	100
	9	ウィンチェスター包囲戦、ロバート伯捕	 	
	11	ロバートと交換にS、解放される	P	
	12		 転、S. を合法的君主と宣言	
1142	9	オックスフォード包囲戦	H.W.:ウィンチェスター大	同类片创现过来
1143	1 -	T CENT	H. W. の教皇使節職委任終了	
			11.11.00数至次即碱安压於]	Thirocent II. 92
	1	Geoffrey de Mandeville, E. of Essex 捕肉	 娘 HW・十司粉ウノリマノ	
		de mande me, b. of Essex im	叙階、Theobald は反対	æ
	1	,	及图、Theobald (4及次)	·
	1		Theobald教皇使節任命	Celestine II.
		, i	Theobaid教主民即任即	(1143~44)
1144	夏	Geoffrey de Mandeville 反乱、死亡	(冬) H.W.クリュニーに滞	
	~	Total of the state	(春)ローマへ、教皇使節に	TE
			は任命されず	Lucius II.
	1		IALL MP CAL 9	(1144~45)
		アンジュー伯 Geoffrey, ノルマンディー	TERE .	(1144 -43)
1145	2	東部イングを制圧		Eugenius III.
				(1145~53)
1146		Randulf, E. of Chester 描廣·解放	•	,
1147		Robert of Gloucester 死亡	教皇は大司教ウ	ィリアムを廃位、
			Henry Murdac	を叙階(~1153)
1148	春	M. :大陸へ引き揚げる	, ,	
	3	Theobald のランス教会会議	への出席を禁止、出国後追放	S 破門断会
	ŀ	王妃と Faversham 修道院建立		- 1 121 121
1149	春	H. :上陸、E. of Chester 反乱·鎮圧		
	5	H.:David I.により騎士叙任→大陸へ		
1150	終		S.:ョーク大司教へンリー	を承認
1151		H.W.:ローマへ、カンタベリーからの	フィンチェスターの独立要請、	教皇は拒絶
1152	初	大司教へンリーをローマに派遣、長男 Eu	istance への戴冠許可を要請	教皇は拒否
	4	ロンドン会議、Eustace の王位継承を	司教は戴冠拒否 Theobald 国	ト〜逃亡
	i	承認	(1152年9月) H.W.帰国	_
1153		H. 上陸、Eustace 死亡		
	11	Wallingford でH. と和約、H. を後継者	とする	
1154	10/25	ı	•	
	12/19	ヘンリー2世載冠		
		ì		
		}		
	<u></u> :			

- (3) W. Hunt, "Henry of Blois," Dictionary of National Biography, IX, pp. 563-8. esp. 566.Appleby,op.eit.,158. 上訴例では、第四節、ヨーク大司教選出問題を参照。
- (4) スティーヴンは、ロバート伯支配下の、Dover と Canter-buryには入れなかった。Cf. GS, p. 3, n. 1. ロンドン市民が、かれらのイニシアティヴで国王を選出することを自分達の特権とみなし、高貴な生れで良き性格のスティーヴンを、相互の誓約のもとに選んだ事情については、*Ibid.*, 3-4. デイヴィスは、この選出が、王国全体に対し法的拘束力をもつものでスは、この選出が、王国全体に対し法的拘束力をもつものでスは、この選出が、王国全体に対し法的拘束力をもつものでスは、この選出が、王国全体に対し法的内束力をもつものではなく、むしろそれは、スティーヴンを受け入れ、国王としての彼のために戦う宣言とみなされるべきである、と指摘している。Davis, King Stephen, 17.
- (15) ブルックは、ヘンリー一世がスティーヴンに対する愛情から弟をグラストンベリー修道院長職に任命した、と想定している。Brooke, Kings, 182. 弟ヘンリーが、スティーヴンに王位につくよう促したかどうかは確かでないが、兄の計画がまったく弟に依存していたことはまちがいない。Cf. GS, 5. 司教ヘンリーについては、Cf. D. E. Greenway, "Two Bishops of Winchester: Henry of Blois and Peter des Roches," History Today, 27 (July 1977), pp. 417-425.
- ることで支持者を獲得していった。Cf. WM, HN, 17. 司教中容器等があった。スティーヴンは、それを惜しみなく贈与すが集めていた約一○万ポンドの財貨と、多大の価値の金銀製が集めていた約一○万ポンドの財貨と、多大の価値の金銀製

- ジャーに関しては、Cf. E. J. Kealey, Roger of Salisbury. Berkeley, 1972; D. M. Stenton, "Roger of Salisbury, Regni Angliae Procurator," E. H. R., 39 (1924), pp. 79-80.
- (17) GS, 6-7; Davis, *op. cit.*, 17-18; Norgate, *op. cit.*, 1039. さらにビゴッドは、スティーブンが全王国の首都(caput)であるのは注目される。GS, 7.
- 15. おいて厳格な公正さを示すことを期待していた。WM, HN, おいて厳格な公正さを示すことを期待していた。WM, HN,
- (19) GS, 8.
- (a) Barlow, op. cit., 91.
- (21) 教皇はマティルダの非難が証明されないとした。Davis, op.
- (22) WM, HN, 15.
- (23)以下の論述は、ディヴィスの指摘に多くを負っている。
- (名) 'Ego Stephanus, Dei gratia, assensu cleri et populi, in regem Anglie electus, et a domino Willemo archiepiscopo Cantuarie et sancte ecclesie Romane legato conseratus, et ab Innocentio sancte Romane sedis ponitifice postmodum confirmatus, respecte et amore Dei sanctam ecclesiam liberam esse concedo, et debitam reuerentiam illi confirmo.' (WM, HN, 18-19). チャーター以関
 ントは、Cf. Cronne & Davis, Regesta, III, No.271; Whitelock et al., Councils, I, Pt. II pp. 762-6; W. Stubbs ed., Select

1910 (1896), pp. 66-68; Davis, op. cit., 19. don, 1981 (1953), pp. 435-6; H. Gee, & W.J. Hardy, Documents Illustrative of English Church History, London, History, Oxford, 1951 (1870). pp. 142-4; D. C. Douglas & G. W. Greenway ed., English Historical Documents, Vol. II. Lon-Charters and Other Illustrations of English Constitutional

(25) GS, 16-17.

(26) 原文は次のとおり、

tione fidelium collata sunt, confirmo. Pacem me et iustitiam in principum, oblatione uel comparatione uel qualibet transmuta quibus modo careat, ecclesia deinceps repetierit, indulgentie et Quecunque uero post mortem regis, liberalitate regum, largitione dispensationi mee uel discutiendum uel restituendum reseruo. edo. Si quid uero de habitis aut possessis ante mortem regis, calumpniantium reclamatione, eis liberas absolutas esse concclesiarum possessiones et tenuras, quas die illa habuerunt qua priuilegiis earum confirmatas, et consuetudines earum antiquo potestatem, et distributionem bonorum ecclesiasticorum, in manu Willelmus rex auus meus fuit uiuus et mortuus, sine omnium tenore habitas, inuiolate manere statuo et confirmo. Omnes ec episcoporum esse perhibeo et confirmo. Dignitates ecclesiarum sonarum et omnium clericorum et rerum eorum iustitiam et turum uel permissurum esse promitto. Ecclesiasticarum per-'Nichil me in ecclesia uel in rebus ecclesiasticis simoniace ac

> anno incarnationis Domini millesimo centesimo tricesimo sexto, regni mei primo.' (WM, HN. 19-20) Cf. Davis, op. cit., 19. obseruabo, et obseruari precipio et constituo. Apud Oxeneford, quas et iustas consuetedines in murdris et placitis et aliis causis quoslibet male inductas, funditus exstirpo. Bonas leges et antimeschenningas et iniustilias, siue per uicecomites uel per alios tur, donec pastor canonice substituatur. Omnes exactiones et clericorum et proborum hominum eiusdem ecclesie committanuacue, et ipse et omnes earum possessiones in manu et custodia fiat distributio. Dum uero sedes propriis fuerint pastoribus preoccupatus fuerit, pro salute anime eius ecclesie consilio eadem distribuenda statuerit, firmum manere concedo: si uero morte clesiasticus ante mortem suam rationabiliter sua distribuerit, uel reddo et concedo. Si quis autem episcopus uel abbas, uel alius ecomnes, quas Henricus rex superaddidit, ecclesiis et regno quietas auunculus meus instituerunt et tenuerunt, mihi reseruo: ceteras Forestas quas Willelmus rex auus meus et Willelmus secundus omnibus facturum et pro posse meo conseruaturum promitto

(≈) Davis, op. cit., 18. (23) Hunt, op. cit., 564; Davis, op. cit., 19.

(27)国王は当初、聖職売買の罪も犯さず、訴訟でも贈与を求め

ることはなかったようである。Cf. GS, 14.

- (유) Brooke, Kings, 180.
- (云) Davis, op. cit., 20.

- (32) GS, 18
- (33) WM, HN, 20
- 、 i.e 一世治下での平和を嫌っていたイングランド生れの騎士達も一世治下での平和を嫌っていたイングランド生れの騎士達もの騎士達がりでなく、ヘンリー
- (5) Norgate, op, cit., 1039; Cronne, op. cit., 147-9.
- 保護し、広大な所領を与えられ、また訴訟にも深くかかわるが、かれらの多くは下位身分の出自。宮廷の小姓からしだいに
- (%) GS, 48 n. 1.
- (16)で述べたが、役は即位以前にすでに Eye や Lancasterの広大な所領やノルマンディーでの所領をヘンリー一世からの広大な所領やノルマンディーでの所領をヘンリー一世から領を得ていた。Brooke, op. cit., 181.
- (3) GS, 15. 都築彰「Constitutio Domus Regis とその作成の背(40) GS, 48-50. ブルックは、状況が国王のコントロールを超えていたとして、責任を側近に帰するのが伝記作者の伝統的弁解方法であることを認めながらも、この場合いくらかの正当解方法であると判断している。Brooke, op. cit., 179-80. Ct. G. H. White, "The Career of Waleran, Count of Meulan and Earl of

Worcester (1104-1166)," T. R. H. S., 4th Ser. 17 (1934) pp

- 41) 国王は司教達に対し疑惑をもっていたが、確固たる証拠ないに臣下を逮捕することは困難であった。ここに Waleran ののないが、発揮され宮廷での「事件」が演出された。Cf. Davis, op. cit., 31-32. GS, 51.
- (4) GS, 35; Norgate, op, cit., 1040.
- (3) Hunt, op. cit., 564; Cronne, op. cit., 38.
- 44) GS ではこの部分は欠如。GS, 47 n. 2. この件で、オルデリック=ヴィターリスは、ヘンリーが実際に選出されたが教皇はそれを承認しなかった、と述べる。Cf. M. Chibnall ed., IThe Ecclesiastical Historny of Orderic Vitalis, VI. Oxford, 1978. pp. 478-9. 教皇の拒絶の背後にスティーヴンの干渉を想定できるかもしれない。国王はヘンリーがより大きな権限を得るのを望まなかった、と推測されるからである。Cf. Brooke, op. cit., 182; Hunt, op. cit., 564. もしそうだとすれば、次節で述べるヘンリーのスティーヴンからの一時的離反の原因となったであろう。セオボールドについては、Cf. A. Saltman, Theobald, Archbishop of Canterbury, N. Y., 1969 (1956).
- (45)Davis, op. cit., 34ff. 会議の詳細に関しては、Cf. WM, HN,
- (46) WM, HN, 31-2. スティーヴン即位後もロジャーは大法官権限を行使し続けていたようであるが、かれがスティーヴンか限を行使し続けていたようであるが、かれがスティーヴンかい。Cf. F. M. Powicke & E. B.
- (4) Davis, op. cit., 35; Norgate, op. cit., 1042; GS, 53.

- (\(\pi\)) GS, 65, 67.
- (9) Brooke, Kings, 185.
- (5) 以下の論述は、Davis の研究に多くを負っている。Cf. Davis, op. cit., 32ff.; G. H. White, "King Stephen's Earldoms," T. R. H. S., 4th ser., 13 (1930), pp. 51-82.
- Waleran 配下の Philip d'Harcourt が任命された。
- (2) GS, 48.
- (3) Davis, op. cit., 32-3. Ct. GS, 110; J. H. Round, Geoffrey de Mandeville. London, 1892.
- (3) GS, 58-9; Hunt, op. cit., 564.
- (5) Ibid., 564-5; Appleby, op. cit., 84.
- (56) リンカーン戦の経過は、Cf. WM, HN, 46-50.
- 援して立ち上がる用意があったとする。GS, 78. (57) WM, HN, 50-1; Davis, op. cit., 56. GS の作者は、ヘンリー
- (35) WM, HN, 52-4; GS, 79.
- (S) Brooke, op. cit., 185.
- (6) Hunt, op. cit.; 565; Davis, op. cit., 56–57; WM, HN, 54-5. ブルックは、ロンドン市民達のように多数の人びとが、ステかった、と論じているのは興味深い。Cf. Brooke, op. cit., 185.
- (61) スティーヴンにとっては、マティルダの気性こそが最強の

- 武器となった。Ibid., 184.
- (62) GS, 80.
- (3) Davis, op. cit., 60-1.
- (65) GS は、ヘンリーの兄に (55) GS は、ヘンリーの兄に
- (66) GS, 84-5; WM, HN, 60-2; Hunt, op. cit., 565; Brooke, op.
 (66) GS, 84-6; WM, HN, 60-2; Hunt, op. cit., 565; Brooke, op.
- (&) GS, 90; WM, HN, 62-4; Davis, op. cit., 66; Barlow, op. cit.,
- (%) C. Johnson, Hugh the Chantor: The History of the Church of York 1066-27, London, 1961, pp. 33ff.; D. Nicholl, Thurstan, Archbishop of York (1114-1140), York, 1964.
- (3) D. Bethell, "The Foundation of Fountains Abbey and the State of St. Mary's York in 1132," Journal of Ecclesiastical History, 17 (April, 1966), pp, 11-27.
- (?) Davis, op. cit., 99; Knowles, op. cit., pp. 229-31, 254.
- (Z) Davis,99; Knowles,254ff.
- (E) Hunt, op. cit., 566; Barlow, op. cit., 96. Cf. D. Knowles, "The Case of Saint William of York," Cambridge Historical Journal, 5 (1936), pp. 162-77, 212-4; R. L. Poole, "The appointment and deprivation of St William, archbishop of York," E. H. R., 45 (1930), pp. 273-81.

- ンリーの任命を避けた。Hunt, op. cit., 566. Celestine は亡くなり新教皇は Lucius II. となったが、彼もへめたが、教皇は大司教セオポールドを任命した。翌年のたが、教皇は大司教セオポールドを任命した。翌年のたが、教皇は新教皇のという。
- (Z) Davis, op. cit., 98; Brooke, op. cit., 180-1; R. Midmer, English Medieval Monasteries (1066-1540), Athens, Georgia, 1979, p. 148; Cf. B. D. Hill, "The English Cistercians and the Nobility in Stephen's Reign," in Do., English Cistercian Monasteries and Their Patrons in the Twelfth Century, Chicago, 1968, pp. 15-41.
- (15) Hunt, op. cit., 566; Appleby, op, cit., 162
- ンリーやリンカーン司教が数えられている。GS, 104.(76)騎士と共に武装して略奪行為に加わる司教達の中に司教へ
- (7) Davis, op. cit., 98.
- の後王位請求は息子ヘンリーに引き継がれることになる。(78) GS, 142. マティルダは同年春に大陸に引き揚げていた。こ

(2) Davis, op. cit., 126-7; Brooke, op. cit., 187-8; GS, 152ff.

(広島大学)

Stephen's Anarchical Reign (1135-54) and the Church in England

by Hiromichi Yamashiro

It has generally been said that in the anarchical reign of Stephen the Church elevated its status by making use of the conflicts between Stephen and his cousin, Empress Matilda. This paper clarifies how the Church strengthened its position at every opportuni

ty during the reign. The moments crucial for Stephen and Matilda were often the occasions favourable to the Church. It should also be remembered that the relationship between the king and the Church was influenced both by domestic conditions and by the situations on the continent, especially that in the Papacy.

The following events are examined to exemplify how the Church strengthened its position. 1) Stephen's coronation realized by the help of his brother, Henry of Blois Bishop of Winchester and the Church's gaining the king's charter for the freedom of the Church. 2) The case of the arrest of Roger Bishop of Salisbury and his nephews, Bishops of Lincoln and Ely and the trial and 'election' of the king at the Church councils. 3)Pope Eugenius III's consecration of a new Archbishop of York in the face of the king's opposition. 4) Theobald Archbishop of Canterbury's firm rejection of the anointment for the royal succession of Eustace, Stepen's son.